

## 意見書

平成 26 年 1 月 14 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) ひーびーかぶしきがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB 株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成 25 年度)(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

政府の成長戦略である「日本再興戦略」<sup>1</sup>(平成 25 年 6 月閣議決定)においては、「料金低廉化・サービス多様化のための競争政策の見直し」として、「NGN(Next Generation Network)のオープン化やモバイル市場の競争促進を含めた情報通信分野における競争政策についての検証」が必要とされています。

本検証は、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関するガイドライン」(平成 24 年 5 月 総務省)にも記載されているとおり、ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度(以下、「本制度」とします。)として、「2015年頃を目途に全世帯でのブロードバンドの利用」を達成するため、ブロードバンドの普及に係る指標の達成度合いや公正競争要件の遵守状況等について総合的に検証するものであると認識しています。具体的には、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」合同部会の最終取りまとめを基に平成 23 年に法令等が整備されましたが、当該法令等に定められた措置について、毎年度の継続的なチェックを行い、制度整備の実施後 3 年を目途に、その有効性及び適正性について包括的な検証を行うとしています。

従って、「2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」」(以下、「競争政策の見直し」とします。)にあたっては、各種定量的な指標での状況分析に加え、これまでの施策(NTT 東西に係る「機能分離」の実施や子会社等との一体経営への対応等を含む)が固定・移動体通信市場に対し、それぞれどのような効果を与えたかという観点から、今後の新たな対応について、十分に検討を重ねる必要があります。

なお、NTT グループは、営業収益 10 兆円を超える巨大企業グループであり、情報通信市場または関連市場において有力な地位を占めています。これらの会社が益々連携を強化することになれば、通信市場だけではなく、日本経済全体に大きな影響を与えることが懸念されるため、「競争政策の見直し」にあたっては、こうした NTT グループの強大な市場支配力を十分に考慮すべきです。

次頁以降、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成 25 年度)(案)(以下、「本検証結果(案)」とします。)に対する弊社共の個別意見を述べさせて頂きます。

---

<sup>1</sup> 日本再興戦略（平成 25 年 6 月）  
[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou\\_jpn.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf)

意見提出者 ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

検証結果(案)			意見
1 ブロードバンド普及促進に関する取組状況等に関する検証	(1) ブロードバンド普及状況に関する検証	ア ブロードバンド基盤の整備率及び利用率に関する検証	<p>本項目においては、基本的には数値が列挙されるに留まっているため、総務省殿においては、措置の必要性を判断することが可能なレベルまで要因分析や課題の整理等を行うことが必要と考えます。</p> <p>基盤整備率について、平成 25 年 9 月末時点で、固定系ブロードバンドサービスは、全国平均 99.4%、固定系超高速ブロードバンドサービスは全国平均 97.5%となっており、本検証結果(案)1(2)アに記載されている「未整備地域における基盤の整備に関する取組」等により一定の進展があったと考えます。</p> <p>一方、基盤利用率について、本検証結果(案)においては、「固定系超高速ブロードバンドサービスの基盤利用率については世帯数、移動系超高速ブロードバンドサービスの基盤利用率については人口数をベースにしているため、単純な合算は困難であるものの、超高速ブロードバンドサービス全体として、その利用が進展している」との評価を行っています。しかしながら、これは、3.9 世代携帯電話の普及により移動系超高速ブロードバンドの利用者が爆発的に増加(直近 1 年間で約 2,500 万回線)したことによるものであります。そもそも、移動系データ通信と固定系超高速ブロードバンドは、両者の特性の違いから、状況・用途に合わせて使い分けられており、固定・移動の需要が完全に代替するケースは一部に限られることから、基盤利用率を評価するにあたっては、それぞれの市場において個々に評価すべきです。</p> <p>なお、超高速ブロードバンドの利用率向上には、「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月閣議決定)にも記載のあるように行政サービスや医療・介護等、生活に密接な環境の ICT 化が有効であると考えますが、その仕組みは利用者にとって分かりやすく、使いやすいものであることが必要です。加えて、各分野における ICT 化を推進し、より大きな効果を創出するためには、共同のシステム構築や業務プロセスの統一化を図る必</p>

検証結果(案)	意見
	<p>要があり、各ステークホルダと連携して進めること等が重要と考えます。</p> <p>また、固定系ブロードバンドサービスについては、その基盤利用率が未だ基盤整備率との間に大きな乖離があり、その要因の分析及び課題(回線貸出形態・貸出条件・それらに付帯する制約条件、利用者への提供条件等)についても整理等を行うべきです。例えば、本検証結果(案)別添 1「NTT東西による光ファイバ回線の貸出回線数(都道府県別)」に関しては、「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目 2013(案)」(以下、「競争評価実施細目(案)」とします。)に対する弊社共意見書でも述べさせて頂いたとおり、貸出回線数全体の数字だけでは、増加傾向を示す要因や用途の内訳等の分析には不十分です。従って、貸出回線率は勿論のこと、主たる利用用途が異なるシングルスター方式とシェアドアクセス方式ごとに区別し、また、集合住宅、戸建住宅及びビジネス利用に区別した割合を算出した上で、他事業者が、東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」とします。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」とします。)殿(以下、合わせて「NTT 東西」とします。)からどの程度回線提供を受け、超高速ブロードバンドサービスの提供を行っているのか等の実態を把握したうえで、精緻な分析を行って頂きたいと考えます。</p> <p>また、NTT 東西殿の加入光ファイバを利用したサービス競争の進展がないと明らかとなった場合、「2014 年に行われる「競争政策の見直し」」において、加入光ファイバの貸出ルールを見直す等、サービス競争促進に向けた対策を確実に実施して頂きたいと考えます。</p> <p>移動体データ通信サービスについては、既に契約数は 1 億 4 千万を超え、LTE や WiMAX、AXGP 等、新しい通信方式で高速通信が実現されています。加えて、3.9 世代携帯電話の契約者数<sup>2</sup>が平成 25 年 9 月末に 3,200 万人を突破する等、各社の熾烈な</p>

検証結果(案)	意見
	<p>競争により、世界に類を見ないスピードで普及が進んでいます。</p> <p>その一方で、各社は年々倍増するトラヒックを処理する必要があり、通信を安定して提供するために、膨大な設備投資を行っているところです。従って、本件に係る検討を行う際は、このような日本における移動体データ通信ネットワークに関する状況を十分に踏まえ、設備投資インセンティブを損なうことのないようにすべきと考えます。</p>

---

<sup>2</sup> 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成 25 年度第 2 四半期（9 月末））（平成 25 年 12 月 13 日 総務省）  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban04\\_02000069.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000069.html)

検証結果(案)		意見
	<p>イ ブロードバンド市場環境に関する検証</p>	<p>(ア) 契約数</p> <p>本項目においては、「超高速ブロードバンドへの移行を伴う普及が一定程度進んでいるものの、増加率については鈍化傾向」との評価がなされていますが、1(1)アにて記載したとおり、固定系超高速ブロードバンドサービスについては、「増加率について鈍化傾向」となっている要因の分析及び課題(回線貸出形態・貸出条件・それらに付帯する制約条件、利用者への提供条件等)を整理したうえで、課題解決に向けた措置を確実に実施して頂きたいと考えます。</p> <p>移動系超高速ブロードバンドサービスについては、上述のとおり、堅調に推移しており、検討はこうした各社の状況を踏まえて行うべきです。</p> <p>(イ) 提供事業者数及び(ウ) 市場シェア</p> <p>本検証結果(案)によると、FTTH サービスの提供事業者数は、平成 25 年 9 月末時点で 241 社であり、「FTTH サービスの提供事業者数は増加」しているとの評価がなされています。しかしながら、そもそも 241 社の内訳としては、CATV 事業者や自治体の保有する IRU によるサービス提供等、地域限定での提供を行う事業者が多数であることから、1 ユーザが選択可能な事業者数は依然として少なく、また主要事業者のシェアも大きな変動がないものと考えます。</p> <p>従って、本年度の競争評価実施細目では、「地域ブロックにおける超高速ブロードバンドサービスの競争状況の分析」が行われる予定となっていますが、実際にエンドユーザーに FTTH サービスを提供している事業者数や 1 ユーザが選択可能な事業者数、料金等について、分析すべきです。また併せて、設備保有事業者と光ファイバ貸出による FTTH サービスの提供事業者数やそのシェア比較等(例:回線借入事業者数〇社、FTTH サービスにおけるシェア〇%)も考慮に入れた検証も必要です。</p>

検証結果(案)	意見
	<p>なお、241社もの提供事業者数が存在しながら、平成25年9月末において、未だNTT東西殿のシェアが71.7%あることは、NTT東西殿がいまだに圧倒的な市場支配力を有していることを示すものです。従って、本問題の要因を多角的に分析し、必要に応じ本質的な措置も検討が必要です。</p> <p>移動体データ通信サービスにおける提供事業者数については、「地域WiMAX事業者を除くと8者となっており、これら8者は3グループに集約されている」との評価がなされています。本年度の競争評価実施細目(案)に対する弊社共意見書でも述べさせて頂いたとおり、弊社共の場合は、2014年3月期より国際会計基準(IFRS)に基づく連結貸借対照表において、Wireless City Planning株式会社殿及びイー・アクセス株式会社殿を連結子会社としていますが、両社の株式を取得する際には、関係機関の指導に従い、種々の法規制や手続を適切に遵守した上で、各社が独立性を担保する形で契約を締結しています。また、実際の事業活動においても、各社独立したサービスを提供し、個別の企業努力により顧客獲得に努めているところです。従って、市場の競争状況の分析においては、基本的には各事業者を個別の事業体として検討すべきです。</p> <p>また、何らかの基準を設け、企業グループの範囲を定義する際は、各グループが採用している会計基準が異なること等によって、グループ間で条件に差異が生じることのないよう、同一基準を用いて定義する必要があると考えます。なお、移動体データ通信サービス市場におけるシェアについては、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下、「NTTドコモ」とします。)殿が平成25年9月末において44.3%<sup>2</sup>であり、未だ大きな市場支配力を有しています。従って、引き続き禁止行為規制の対象とすべきです。(詳細は2(3)アにて後述)</p>

検証結果(案)		意見
	ウ ブロードバンド利用環境に関する検証	<p>(ア)利用者料金</p> <p>本項目においては、データ定額通信料の割引サービス対象が特定の者・期間に限られ、一般の契約者に適用される通信料金そのものにはほぼ変化がないとの評価がなされています。しかしながら、利用者は自らの判断によって割引サービスを選択することができ、事業者としては、利用者に割引サービス適用の機会を公平に提供しております。</p> <p>定額プランにおける通信量の上限に関しては、通信速度が制限されない通信量の上限である 7GB／月と平均トラヒックとの間に乖離が見られるとの記載がなされていますが、定額制プランの料金は 7GB／月の利用代金として料金設定しているものではなく、当初は通信量無制限として提供開始したものの、一部のヘビーユーザが大半のトラヒックを占めている実態を受け、利用者間の不公平感を解消するために通信量の上限を設けたものとなります。従って、定額制プランの料金が 7GB／月の利用代金であるというような誤解を招きかねない記載については修正頂きたいと考えます。</p> <p>また海外との料金比較という観点では、「電気通信サービスに係る内外価格差調査－平成 24 年度調査結果－」<sup>3</sup>の引用より、海外 6 都市と東京を比較した場合、ライトユーザでは東京が最も高い料金水準になることが記載されています。これは通信料金のみを対象に料金比較されたものですが、実際に利用者が支払う料金は、端末代金や割引サービス等が加味されたものであるため、必ずしも通信料金のみの比較を以って東京の料金水準が高いと言い切れるものではないと考えます。加えて、主に電気通信事業者が行う設備投資等により、ユーザが得られる通信サー</p>

<sup>3</sup> 「電気通信サービスに係る内外価格差調査－平成 24 年度調査結果－」(平成 25 年 6 月)

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban03\\_02000211.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000211.html)

検証結果(案)	意見
	<p>ビスの品質においても、日本と大きな差があると考えられます。</p> <p>実際、当該内外価格差調査自体にも「電気通信サービスに係る料金については、各国とも通常料金・割引料金の別をはじめ、様々な体系が存在し、利用形態により要する料金が異なること、同一国内でも地域間格差があり得ること、為替レートの変動に大きく影響を受けること等に留意が必要です。従って、本調査結果は指標の一つとして捉えることが適當」とあるように、本調査結果の一部を切り出してそのまま引用するのは適切ではなく、料金に関する評価にあたっては、そうした端末負担を含めた料金体系全般やユーザが受ける通信サービスの品質等の状況を俯瞰して頂くことを要望します。</p>

検証結果(案)		意見
(2)関係主体の取組に関する検証	イ 公正競争環境の整備に関する取組	<p>(ウ)平成 23 年度以降の加入光ファイバ接続料の見直し</p> <p>平成 26 年度に商用開始を予定している接続事業者向け光配線区画については、NTT 東西殿のシステム開発費や分岐端末回線接続料の上昇等を考慮すると、既存の配線区画と比較した場合のコストメリットがないため、トライアル参加事業者も1社に留まっています。加えて、補完的措置のエントリーメニューについても、現時点での利用実績がありません。これらの施策は、新規参入等による競争促進という本来の目的に対し、有効に機能しないものと想定されることから、「競争政策の見直し」において、追加施策の検討が必要です。</p> <p>具体的には、加入光ファイバ接続料の算定の在り方について、耐用年数の見直し等のコスト検証による適性化を図るとともに、新規参入促進・需要喚起を目的として、新たなプライシングの導入やフレッツに係る機能の接続料設定(例えば、キャリアズレート) 等の検討を頂きたいと考えます。</p> <p>(エ)ユニバーサルサービス制度の見直し</p> <p>「競争政策の見直し」においては、今後のユニバーサルサービスのあり方について、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化等の検討が行われるものと理解しています。</p> <p>現行のユニバーサルサービスのように、あまねく全国に電話サービスを維持することを目的とするものと、超高速ブロードバンドサービスのように未整備エリア解消に向けた対応を目的とするものでは、最善の対策が異なると考えられることから、例えば、実現方法や費用の補填方法等は分けて議論する必要があります。</p> <p>なお、電話サービスの維持に関しては、加入電話に相当する光IP電話の類型に関する電気通信事業法施行規則の一部改正<sup>4</sup>(平成 25 年 6 月)により、二重投資の</p>

検証結果(案)	意見
	回避に資する環境整備がされたものと考えますが、二重投資の解消に伴うメタル回線の撤去の前提としては、現行のメタル回線と同等の競争環境を整備することが必須と考えます。

---

<sup>4</sup> 電気通信事業法施行規則の一部改正(平成 25 年 6 月)  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban03\\_02000211.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000211.html)

検証結果(案)	意見
<p>ウ ICT 利活用に関する取組み</p>	<p>(ア)オープンデータ・ビッグデータの促進に関する取組み            弊社共も、今後、ビッグデータの活用にさらに取り組んでいきたいと考えているため、世界最先端 IT 国家創造宣言を受けたビッグデータの活用推進に向けて、パーソナルデータを利用促進するための環境整備を行う取組みに賛同します。</p> <p>なお、本検証結果(案)に示される各種方策の他、現在、総務省殿において、電気通信事業者の保有する位置情報の利活用に向けた検討等もなされているところですが、ビッグデータ市場は、多くの有用なデータを保有する電気通信事業者において、新たな事業分野となりうるため、電気通信事業者による利活用の推進という観点からも、引き続き利活用が可能となる環境整備に努めて頂きたいと考えます。</p> <p>(イ)医療分野における ICT 利活用の促進に関する取組み            医療分野の ICT 利活用の促進については、「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月閣議決定)においても、医療情報の利活用推進が掲げられているところです。</p> <p>当該戦略における「地域で行われている医療情報連携ネットワークの全国への普及・展開を進め、医療情報の利活用と保護を図るために必要な措置を講ずるなど環境整備を行う」との記載に関して、今後さらに全国的に医療連携を加速していくためには、まず、電子カルテにおける診察情報や投薬情報、病歴といった患者の情報についての利活用方針を、国として統一していくことが必要です。</p> <p>さらに、システム間連携をスムーズに、また低廉な料金で実現するためには、過剰な仕様とならないよう、より実質的な詳細仕様をまとめることが必要です。</p> <p>以上を踏まえ、より実効性を高める政策となるよう各省庁が連携を強め、推進して頂きたいと考えます。</p>

検証結果(案)		意見
2 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証	(1)第一種指定電気通信設備に関する検証  ア 指定要件に関する検証	<p>指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)を維持すべきであり、また、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区分せず指定することを維持すべきとの指摘(意見4)について</p> <p>本項目において、「これまでの競争セーフガード制度に基づく検証結果や公正競争レビュー制度に基づく検証結果において、メタル・光の種別を区別せずに一種指定設備として指定することは、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態として NTT 東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等に鑑みれば、合理性がある」とされており、実態的にも従来の考え方を変更する特段の事情が認められません。従って、引き続き、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定とする本検証結果(案)に賛同します。</p>

検証結果(案)	意見
	<p>イ 指定の対象に関する検証</p> <p>(ア) 市場環境等の変化を踏まえ、一種指定設備の対象を検証し、見直すべき、また、NGN等のIP通信網は、現に他事業者は独自のIP網を構築するなど、ボトルネック性はないことから、一種指定設備の対象から除外すべきとの指摘(意見6、7)について            NTT東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」とします。)及び地域IP網、ひかり電話網等を中心とする現状の第一種指定電気通信設備については、本検証結果(案)の通り、「現在でもFTTHサービスにおけるNTT東西のシェアは71.7% (平成25年9月)、OAB～J IP 電話におけるシェアも61.2% (平成25年9月、利用番号数ベース)の状況」にあり、従来の考え方を変更する特段の事情が認められないことから、引き続き、これら設備について指定を継続するという検証結果(案)に賛同します。</p> <p>(イ)加入者光ファイバについて、一種指定設備の対象から除外すべきとの指摘(意見9)について            光アクセス回線については、依然として競争事業者にとって実質的に代替性のないボトルネック設備であり、本検証結果(案)のとおり、「現時点においてもNTT東西が全加入者回線の8割以上の回線を有する状況」であること等を踏まえれば、現在指定を受けている第一種指定電気通信設備について、引き続き指定を継続すべきとする本検証結果(案)に賛同します。</p>

検証結果(案)	意見
	<p>ウ アンバンドル機能の対象に関する検証</p> <p>ブロードバンドの利活用を促進する健全な競争環境を整備するためには、より大胆なNGNのオープン化施策など新たな対策が必要との指摘(意見12)について「競争政策の見直し」において、「NGNのオープン化」を含めて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討する」とした本検証結果(案)に賛同します。</p> <p>NTT-NGNは、NTT東西殿自身が、「オープン」と「コラボレーション」をキーワードとして示し、「他事業者様のネットワークとオープンに接続するとともに、異業種・他業界の皆さんと協業して、新サービスや価値創造に取り組んでいきます」<sup>5</sup>と宣言しているとおり、多様な事業者が多様なサービスをNTT-NGN上で提供することで、サービス競争の活性化が期待されていました。</p> <p>しかしながら、現実にはNTT-NGNのオープン化が全く進んでおらず、新たなサービスもほとんど出現していない状況です。ブロードバンドの普及促進のためには、NTT-NGN上において多様なサービスやコンテンツの提供を促進し、利用者にとっての魅力的なサービスの提供や利便性の向上を行うことが重要です。そのためには、徹底的なNTT-NGNの機能のオープン化と低廉な利用料金設定を行うことが必要です。</p>

<sup>5</sup> NTT東日本,NTT西日本 「「NGNとは」 NGNの特徴」

[https://www.ntt-east.co.jp/aboutus/ngn\\_about.html](https://www.ntt-east.co.jp/aboutus/ngn_about.html)

<http://www.ntt-west.co.jp/ngn/about/>

検証結果(案)			意見
	その他	考え方19	<p>ONUやルータ等の一体的な提供がNTT東西殿のみ可能であることについて、オープンな場での議論を開始すべき(意見19)について</p> <p>NTT殿が示されたONUの接続に係る課題に対し、関係事業者間において技術的課題の共有や整理が行われるべきであるとした総務省殿の考え方賛同します。</p> <p>しかしながら、弊社共は数年前より、ONU の課題の整理を行うべく前向きかつ具体的な提案を行っているにも係らず、NTT 東西殿からは、本制度の運用に関する再意見募集における NTT 東西殿の再意見内容とほぼ同一の内容が毎回回答されるのみであり、弊社の質問や提案内容と噛み合っておらず、具体的な「技術的課題」の共有へは至っておりません。弊社共は NTT 東西殿に「技術的課題」の解決に向けた協議を継続してお願いするとともに、総務省殿としては協議の前進のために、引き続き必要な措置を行って頂きたいと考えます。</p> <p>なお、ONU 一体型の提供のための協議については、今後も引き続き NTT 東西殿によって推進されるよう注視頂きたいと考えます。</p>
(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証	ア 指定要件に関する検証		<p>第一種指定電気通信設備制度は、ボトルネック設備に起因し、その市場支配力に着目している一方で、第二種指定電気通信設備制度は、電波の有限希少性及び相対的に多数の端末シェアに起因して、接続協議において強い交渉力を有し、事業者間協議では合理的な条件での合意が期待しにくい構造が形成されている点に着目しており、こうした市場支配力の行使を抑止し、公正な競争環境を整備するために設けられた制度と認識しています。</p> <p>本項目においては、モバイル市場の今後の規制の在り方について、「競争政策の見直しがなされることが明記されていますが、今後の規制の在り方を議論する際は、非対称規制である第二種指定電気通信設備制度の、「競争促進の目的を念頭に市場に</p>

検証結果(案)	意見
	<p>おいて真に支配的である事業者を厳選し、必要な規制を適用するとともに、他の事業者に対する規制を最小限に抑える」という本来の趣旨を踏まえた上で、十分に議論がなされるべきです。</p> <p>加えて、電気通信事業法施行規則の一部改正(平成 24 年 6 月 総務省)により、第二種指定設備制度に係る指定の閾値が端末シェア 25%から 10%に引き下げられましたが、平成 24 年 3 月 22 日付けにて弊社より提出いたしました電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見書や審議会での有識者のご発言にもある通り、当該指定基準については論拠に合理性が認められないものです。「競争政策の見直し」においては、こうした結論ありきの議論・判断ではなく、十分な論拠に基づいた判断を行って頂きたいと考えます。</p>
イ 指定の対象に関する検証	<p>現行制度はMNOに対して世界的に見ても厳しい規制が課されている。グローバルな MVNO の展開も見られる中、MNO に過度な規制をすべきではないとの指摘(意見28)について</p> <p>多様な市場競争環境の整備のために、MVNO の一層の市場参入や進展を促すことについて賛同します。現在の市場においても、接続型 MVNO だけでなく MNO と連携することで多種多様な形態の MVNO がサービス提供できる環境を構築しており、弊社ネットワーク利用している MVNO 契約者数、事業者数も、共に増加の一途を辿っています。なお、接続型を含む MVNO 参入検討事業者に対しては、弊社は今後も真摯に対応を行って参ります。</p>

検証結果(案)			意見
	その他 (意見27)	MVNOの参入促進策として、これまで講じた措置を検証するとともに、SIMロック解除ガイドラインの厳正化等をすべきとの指摘(意見27)について  本制度の運用に関する意見募集及び再意見募集に対する総務省般考え方において、「同ガイドラインの見直し～(略)～携帯電話市場を取り巻く環境変化について多角的に検討する必要がある。」と記載があります。現在、3.9 世代移動通信システムの普及等の環境変化が起こっているものの、音声通話については、未だ会社によって方式が異なる第 3 世代移動通信システムでの提供となっており、加えて利用周波数帯においても各社に違いがみられる等、SIM ロック解除をめぐる現状として、現市場全体で機能する環境が必ずしも整っているとはいえないと考えます。  さらに、上記差異に加えて、各事業者が提供する携帯電話端末の多くは、当該事業者への提供を目的に個別に最適化されたものとなっていることや、SIM ロック解除を利用して回線を別で契約する場合と、回線と端末をセットで契約する場合とは保守範囲も異なる等も勘案すると、当該事業者により SIM ロック解除された端末がどの電気通信事業者においても解除前と 同様の状態で自由に使えるとは限らず、多くの利用者に対し混乱を招く可能性が高いと懸念しています。また、複数キャリアでの利用を前提に、メーカー自身が利用者に対し直接 SIM フリー端末を提供するケースも存在し、直近では iPhone や Nexus 等でもこの形態で販売が行われています。本課題の検討にあたっては、これらの端末提供状況や利用者の理解度等も考慮した上、多面的かつ十分に議論すべきです。	

検証結果(案)		意見
(3)禁止行為に関する検証	ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証	<p>NTTドコモ殿に対する禁止行為規制については、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申」(平成 23 年 12 月 20 日 総務省)において、以下の理由から、「直ちに現行の規制内容を見直すことが必要とまではいえない」と整理されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT ドコモの市場シェア等を考慮すれば、例えば同社とその関係事業者等との排他的な提携を通じた特定の者に対する不当な差別的取扱いを禁止することは、公正競争環境の確保にとって引き続き重要</li> <li>・ 激しい変化の過程にあるモバイル市場において、禁止行為規制を緩和した場合に公正競争環境を損なうおそれがないとはいえない</li> </ul> <p>上記答申時の平成 23 年 12 月時点での移動体市場におけるNTTドコモ殿のシェアは 45.9%<sup>6</sup>であったのに対し、直近(平成 25 年 9 月末)は 44.3%<sup>7</sup>と、大きな変化は認められないこと、また「電気通信事業分野における競争状況の評価 2012」(平成 25 年 9 月 総務省)にも記載がある通り、移動系データ通信市場及び移動系音声通信市場において NTT ドコモ殿のシェアは高く、「単独で市場支配力を行使し得る地位」にあると評価されていることからも、引き続き、NTTドコモ殿は禁止行為規制の対象とすべきです。</p> <p>また、「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え方」(平成 24 年 4 月 27 日 総務省)においては、「一定期</p>

<sup>6</sup> 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成 23 年度第 3 四半期（12 月末））（平成 24 年 3 月 28 日 総務省）  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban04\\_02000033.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000033.html)

<sup>7</sup> 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 第 22 期(2013 年 3 月期)有価証券報告書を基に各項目を記載  
[https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/ir/binary/pdf/library/report/fy2012/vuho\\_fy2012.pdf](https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/ir/binary/pdf/library/report/fy2012/vuho_fy2012.pdf)

<sup>8</sup> KDDI株式会社 第 29 期(2013 年 3 月期)有価証券報告書を基に各項目を記載  
[http://www.kddi.com/corporate/ir/library/yuka\\_shoken/pdf/yuho\\_2013.pdf](http://www.kddi.com/corporate/ir/library/yuka_shoken/pdf/yuho_2013.pdf)

<sup>9</sup> ソフトバンク株式会社 四半期報告書（第 34 期第 2 四半期）を基に各項目を記載  
[http://cdn.softbank.jp/corp/set/data/irinfo/financials/security\\_reports/pdf/2014/softbank\\_securities\\_2014\\_002.pdf](http://cdn.softbank.jp/corp/set/data/irinfo/financials/security_reports/pdf/2014/softbank_securities_2014_002.pdf)

検証結果(案)	意見																
	<p>間継続して 25%を超える 40%以下の市場シェアを有する電気通信事業者が存在する場合」、電気通信事業者の市場シェアが 1 位の事業者は、諸要因(事業規模、市場への影響力・ブランド力、製品・サービスの多様性、潜在的な競争の不在等)を勘案したうえで、市場支配力の可否を判断するとされています。当該諸要因等を勘案しても、NTT ドコモ殿は引き続き禁止行為規制の対象になるものと考えます。</p> <p>一例として、諸要因の一つである事業規模について、KDDI 殿は持株会社機能や固定通信業等も含めた数値であるため、一概に比較は出来ませんが、NTT ドコモ殿は同じ移動通信分野のソフトバンクモバイルと比すると、資本金は約 5.4 倍、営業収益は約 2 倍、従業員数は約 1.5 倍と、全項目において大きく数値を上回っている状況であること等、通信市場の状況を勘案すれば、NTT ドコモ殿の事業規模が大きいことは明らかです。</p> <p>【事業規模(資本金、収益、従業員数)](FY12における主要各社の比較)</p> <table border="1" data-bbox="1064 790 2028 1092"> <thead> <tr> <th data-bbox="1064 790 1343 878"></th><th data-bbox="1343 790 1489 878">NTT ドコモ<sup>7</sup> (単体)</th><th data-bbox="1489 790 1769 878">KDDI<sup>8</sup> (<u>移動体事業以外も含む単 体</u>)</th><th data-bbox="1769 790 2028 878">ソフトバンク モバイル<sup>9</sup> (単体)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1064 878 1343 933">資本金</td><td data-bbox="1343 878 1489 933">約 9,497 億円</td><td data-bbox="1489 878 1769 933">約 1,419 億円</td><td data-bbox="1769 878 2028 933">約 1,773 億円</td></tr> <tr> <td data-bbox="1064 933 1343 1021">営業収益</td><td data-bbox="1343 933 1489 1021">約 4 兆 5,098 億円</td><td data-bbox="1489 933 1769 1021">約 3 兆 3,661 億円</td><td data-bbox="1769 933 2028 1021">約 2 兆 3,154 億円</td></tr> <tr> <td data-bbox="1064 1021 1343 1092">従業員数</td><td data-bbox="1343 1021 1489 1092">10,903 名</td><td data-bbox="1489 1021 1769 1092">11,231 名</td><td data-bbox="1769 1021 2028 1092">7,377 名</td></tr> </tbody> </table>		NTT ドコモ <sup>7</sup> (単体)	KDDI <sup>8</sup> ( <u>移動体事業以外も含む単 体</u> )	ソフトバンク モバイル <sup>9</sup> (単体)	資本金	約 9,497 億円	約 1,419 億円	約 1,773 億円	営業収益	約 4 兆 5,098 億円	約 3 兆 3,661 億円	約 2 兆 3,154 億円	従業員数	10,903 名	11,231 名	7,377 名
	NTT ドコモ <sup>7</sup> (単体)	KDDI <sup>8</sup> ( <u>移動体事業以外も含む単 体</u> )	ソフトバンク モバイル <sup>9</sup> (単体)														
資本金	約 9,497 億円	約 1,419 億円	約 1,773 億円														
営業収益	約 4 兆 5,098 億円	約 3 兆 3,661 億円	約 2 兆 3,154 億円														
従業員数	10,903 名	11,231 名	7,377 名														
(4)業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証	<p>再委託先についても監督対象とするなど業務委託先子会社等監督の運用を徹底し、公正な競争環境を確保することが必要、又は、NTT東西の監督対象子会社において禁止行為規制に係る問題は生じていないとの指摘(意見44、45)について</p> <p>平成 23 年の電気通信事業法改正において、第一種指定電気通信事業者に対し、業務委託先子会社等への監督義務が課されました。</p>																

検証結果(案)	意見
	<p>しかしながら、その後第一種指定電気通信事業者である NTT 東西殿を含む NTT グループ各社は、NTT ファイナンス株式会社(以下、「NTT ファイナンス」とします。) 殿を通じることで、請求・収納を統合しました。こうした行為は NTT 東西殿が行っていた請求・収納業務を切り離しただけのものであり、当然、監督義務対象とされるべきですが、NTT 持株殿の子会社を利用していることから当該規制を免れたものです。このため、本施策については、平成 24 年 3 月 23 日付けで、NTT 東西を含む NTT グループ各社並びに NTT ファイナンス殿に対し、行政指導が出される事態となっています。</p> <p>従って、こうした法律の想定していない事例について対応するため、今後は第一種指定電気通信事業者の監督対象に、自身の子会社のみならず、当該事業者の親会社及びその子会社等を含めるよう検討すべきです。</p>
(5)機能分離の運用状況に関する検証	<p>平成 23 年の電気通信事業法等の改正に係る「NTT 東西の組織形態の在り方」の議論においては、「資本分離」、「構造分離」、「機能分離」の 3 案が検討<sup>10</sup>されました。</p> <p>検討の結果、「サービス競争については、ボトルネック設備保有部門とそれ以外の部門とのファイアウォールが徹底されるほど、公正競争条件が厳密に確保され、サービス競争は進展する」ものであるが、「NTT 株主への影響」や「実現のための時間、コスト」を踏まえ、「機能分離」が採用されることとなったものと認識しています。</p> <p>「機能分離」導入後、FTTH 市場におけるサービス競争の進展、市場の拡大が期待されましたが、導入された時点(平成 23 年 12 月末)で 74.5%<sup>12</sup> あった NTT 東西の契約数シェアが、現時点(平成 25 年 9 月末)で 71.7% と競争が進展したとはいえない</p>

10 『「光の道」構想実現に向けて取りまとめ』(平成 22 年 12 月 14 日グローバル時代における I C T 政策に関するタスクフォース)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000094716.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000094716.pdf)

検証結果(案)	意見
	<p>ん。また、FTTHサービス提供事業者のほとんどが設備保有事業者という状況です。</p> <p>このようにサービス競争が十分に進展していない根本的な問題は、NTT 東西殿が、自社グループの利益のみを優先し、他社も含めて設備利用を促進するインセンティブが十分に確保されていない構造、組織形態になっていることです。</p> <p>これを踏まえると、更なる公正競争促進策である、「資本分離」、「構造分離」を「NTT 株主への影響」や「実現のための時間、コスト」を最小限に留める形で実現できるよう、十分に検討すべきです。</p> <p>また、現在導入されている機能分離については、本制度の運用に関する意見募集及び再意見募集に対する総務省殿考え方において、「事業法第31条第5項の規定の遵守のためにNTT東西が講じた措置及びその実施状況については、(中略)公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報を除き、全てを公表している」ため、外部からの客観的な検証可能性を担保していると評価されています。しかしながら、そもそも社内機関での監視・調査等は、独立性・中立性が不十分であり、規制を遵守するためのインセンティブについても、その効果が限定的となってしまいます。これらの確保のためには、現状設置されている監視部門に加え、第三者による評価委員会の設置し、適切に検証を行うことが必要です。</p> <p>なお、支配的事業者に対する第三者による評価委員会の設置は、通信分野も含め数多く採用されているところです。(英國 BT における EAB、スカパーJSAT 株式会社におけるプラットフォームガイドラインに関する委員会等)</p>

検証結果(案)	意見
(6)日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証	<p>本検証結果(案)</p> <p>(ア) NTTファイナンスを通じた料金業務統合により不適切な共同営業行為等がなされることがないよう、適時適切に措置すべきとの指摘(意見52)について 2(4)に記載したとおり、NTT 東西殿を含む NTT グループ各社による、NTT ファイナンス殿を通じた請求・収納の統合については、業務委託先子会社等への監督義務の対象が子会社に限定されていたため、結果として当該規制を潜脱することとなり、行政指導に至ってしまった事例です。このため、今後は第一種指定電気通信事業者の監督対象に、自身の子会社のみならず、当該事業者の親会社及びその子会社等を含めるべきです。</p> <p>また、併せて、外部検証性の確保、規制遵守インセンティブの確保等の観点からも、当該類似行為については、2(5)に記載したとおり、第三者機関に監視させることも検討頂きたいと考えます。</p> <p>(イ)活用業務制度は、NTT再編成の趣旨をないがしろにするものであることから、廃止すべきとの指摘(意見55)について NTT-NGN上におけるひかり電話は、競争事業者が、NTT東西設備利用部門と同等の条件でサービス提供ができません。これは、活用業務の認可時点で、競争事業者は物理アンバンドルされた光ファイバ等を活用することで、ひかり電話同等サービス等を提供するという想定に基づいていたものの、結果として、現在は第一種指定電機通信設備であるNTT-NGN自体を活用することで、サービス提供を行うことが主流となっていることに起因します。</p> <p>当該事例を含め、現在活用業務として届出がなされているものの多くがNTT-NGNを活用したサービスであることから、NTT-NGN上で競争事業者が同じサービスが同等の条件で提供が出来るかどうかについても活用業務を提供する際の</p>

検証結果(案)		意見
		<p>判断基準に追加すべきです。</p> <p>また、NTT東西殿の活用業務申請時において、総務省殿が「上述の範囲内で営まれることについて確認」が出来ていたとしても、めぐらしく競争環境が変化するICT分野においては、本制度の運用に関する意見募集及び再意見募集にて、各事業者からも意見があったとおり、過去にNTT東西殿が申請した複数の活用業務についても公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないか改めて検証を行う必要があると考えます。</p> <p>なお、活用業務の検証により公正競争上の問題が確認できた場合は、ボトルネック設備の開放に係る問題及び独占事業体であるNTTグループに係る問題を抜本的に解決することが必要です。</p>
その他	(意見55)	<p>「NTT」等の名称を使用する場合は、サービスの提供主体を誤認させる恐れもあるため、「NTT」等のブランド使用に関するガイドライン等を早急に整備すべきとの指摘について</p> <p>ブランド力の競争への影響については、諸外国においても NTT 殿と同様の市場支配的事業者の再編問題等に絡めて、必ず議論になる重要な論点です。</p> <p>英国においては、BTのボトルネック設備を保有する設備管理部門と設備利用部門を明確に分離した上で、設備管理部門については、「Openreach」としてブランドを分離することで、アクセス網に対する消費者への信頼がドミナント事業者の他レイヤの活動へ波及することを防止しています。</p> <p>わが国においては、固定通信と移動体通信の連携・融合や NTT グループのグループ連携に伴う上位レイヤへの進出が本格化しつつある中、NTT ブランドの相乗的效果が公正競争に与える影響は無視できないものとなっていることから、上述の事例等も踏まえ、「競争政策の見直し」において、NTT グループの業務統合や連携に</p>

検証結果(案)		意見
		<p>について検証を行う際は、ブランドが消費者に与える影響等について消費者アンケートを実施する等した上で、ブランド分離に向けた検討を行う必要があると考えます。</p>
	(意見57)	<p>「フレッツ・テレビ」は、オプティキャストがサービス提供主体であるにもかかわらず、NTT東西が本サービスを提供しているかのように誤認させる広告宣伝が見られるため、「フレッツ・テレビ」の提供主体を明確に認識できるよう厳格な調査、検証を行うべきとの指摘について</p> <p>弊社共が本制度の意見募集において意見したとおり、広告物にオプティキャスト殿の名称を明記したとしても、その表記に比して大きい「NTT」のロゴマークや「NTT 東日本」等の表示がある場合、ユーザからは NTT 東西殿がオプティキャスト殿の提供役務を含めて提供しているように見えるのが自然であると考えます。</p> <p>NTT 東西殿が主張されるとおり、誤認がないように明記したとしても、それだけで誤認の問題が解決するものではなく、消費者がどのように認識しているかが争点であるため、「競争政策の見直し」においては、アンケート等の手段により実態の調査・検証を行うことも検討すべきです。また、結果として誤認が解消しない場合は、NTT 東西殿等に誤認を生じさせない周知や表記への修正等の措置を講じて頂きたいと考えます。</p>

以上